

## インボイス制度でシルバーはどうなる？

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

まずは、消費税の仕組みをおさらいしてみましょう。

次の取引で消費者が支払った消費税 1,800 円は誰が納税するのか。

具体的にぬいぐるみの取引流れで考えてみると、



この取引で消費者が負担した消費税は、仕入税額控除により材料業者が 1,100 円、製造業者が 400 円、小売業者が 300 円 で合計 1,800 円が納税されることとなります。

では次に、令和 5 年 10 月 1 日から始まる

### インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは

- ◆ 買手は、仕入税額控除適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書) を保存する必要があります。
- ◆ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者 (適格請求書発行業者) の登録を受ける必要があります、登録を受けると課税事業者として消費税の申告が必要となります。

### インボイス制度でシルバーと会員の間でなにが問題になるの？

問題点は仕入税額控除で、インボイスがなければ仕入税額控除ができないということです。

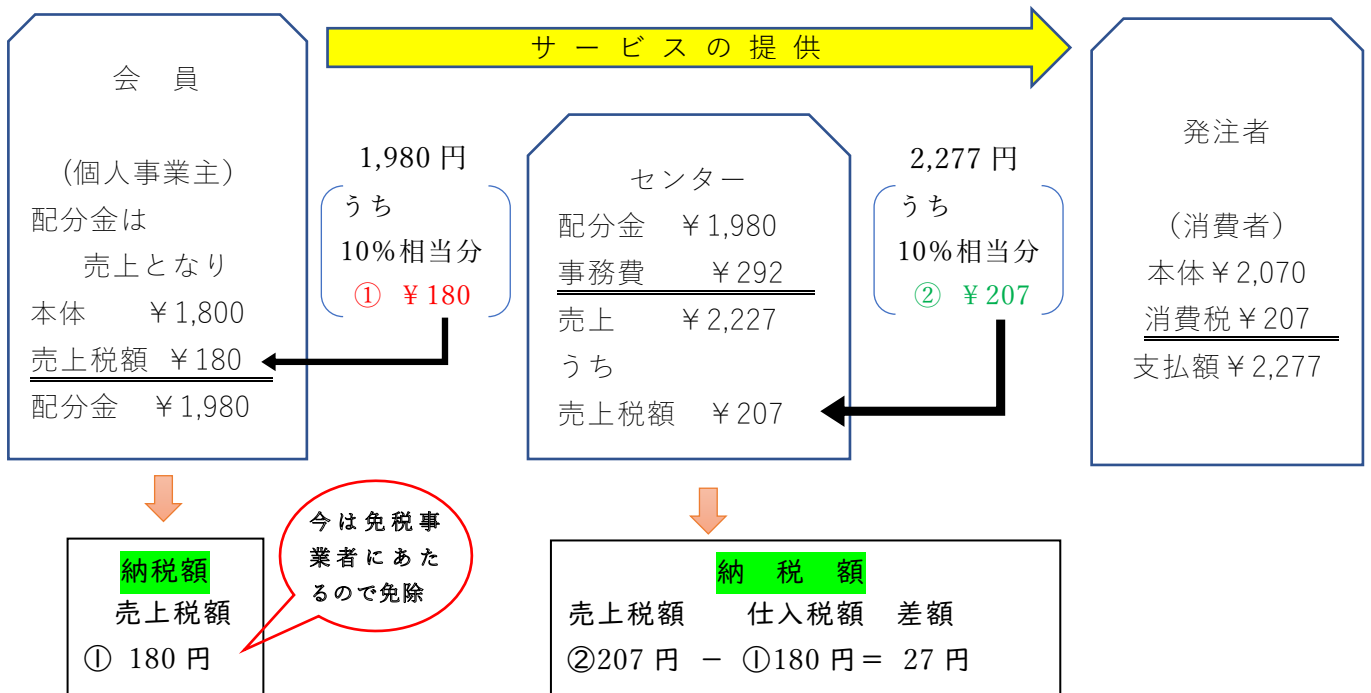


納税する消費税額の計算方法

差し引く計算が仕入税額控除

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入や経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

センターでの取引の流れ（サービス提供時のイメージ）



上記の取引で会員は①の 180 円を納税することになりますが、現在会員は課税売上 1,000 万円以下の免税事業者となることから納税が免除されています。

センターは ② 207 円 - ① 180 円 = 27 円の納付税額となります。

この差し引く計算が仕入税額控除となります。この仕入税額控除がインボイス制度導入後にはインボイス（適格請求書）の保存が必要となり、また会員はインボイス発行事業者でなければインボイスの発行はできません。したがってセンターは仕入税額控除ができなくなり、**上記の取引では 27 円の納税額が 207 円と増えます**。一定割合を仕入税額控除できる経過措置が終わる **6 年後には加古川市シルバー人材センターの納税負担は年間 4~5 千万円になる**と考えられます。現在会員に支払われる配分金は現状のままですが、センターの納税負担が増える対策として、

- ①インボイスの発行をするために会員がインボイス発行事業者になる
- ②配分金を引き下げる
- ③発注者に負担を求める

①では会員がインボイス発行事業者の登録をし、毎年確定申告が必要となるとともに消費税の納税義務が生じます。また、①及び②は会員の受取額が減少することになります。そこで加古川市シルバー人材センターとしては、当面③の対策を取ることとし令和 5 年度から事務費率を 10%から 15%に引き上げ、会員への配分金の支払いは現状のままとしました。しかしながらインボイス制度が完全実施されるまでに再度対策を検討しなければならない時が来ると考えています。